# 働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか

**仕事のしくみや業務の効率化について見つめ直したい。仕事と生活の調和を図りたい。国が配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」が、個別事業場の労働時間全般の相談等に応じています。**

説明会、研修会の講師、個別相談会の対応、希望する事業場に対する訪問相談等 に応じます。

相談内容に関する秘密は守られます。（裏面に申込書があります。）

**企業が抱えるこんな悩み、**
**働き方・休み方改善コンサルタント**
**にお尋ねください。**

- **所定外労働を削減するにはどうすればいい？**
- **変形労働時間制を導入するにはどうすればいい？**
- **年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？**
- **仕事と生活の調和ってどんなこと？**
- **労働時間等設定改善法ってどんな法律？**
- **労働時間の設定改善の取組に助成金制度はあるの？**

経験豊富な社会保険労務士等の中から任用された

**働き方・休み方改善コンサルタント**

が **無料**

電話や訪問により**無料**でご相談に応じ、
さまざまな労務管理等をアドバイスします。

お申し込み、お問合せ先は


☎0952－32－7218

FAX 0952－32－7224

〒840－0801 佐賀市駅前中央3－3－20 佐賀第2合同庁舎 5階

厚生労働省 佐賀労働局雇用環境・均等室

# 働き方・休み方改善コンサルタント　利用申込書

令和　　年　　月　　日

佐賀労働局雇用環境・均等室　御中

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号（　　）　　－

業種

労働者数　　人

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

| | |
|---|---|
| 相談事項 | ＊該当項目に　✓を付けて下さい。複数の項目でも結構です。<br>□労働時間関係　□休日関係　□年休関係　　□その他 |
| 相談内容 | ＊具体的にご記入ください。 |

お申し込みは、下記あて先に、郵送またはＦＡＸにより、直接お申し込みください。

〒８４０－０８０１
佐賀市駅前中央３－３－２０　佐賀第２合同庁舎　５階
佐賀労働局雇用環境・均等室
電話　０９５２－３２－７２１８　　ＦＡＸ　０９５２－３２－７２２４

＜個人情報の取り扱いについて＞本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握にのみ使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。